

## 人事院規則で定める地域及び当該地域に準じる地域

## 人事院規則九一四九第 2 条に規定する地域

級地区分	都 道 府 県	地 域
1 級地	東京都	特別区
2 級地	茨城県	つくば市
	東京都	特別区以外の地域
	神奈川県	横浜市、川崎市、藤沢市、厚木市
	大阪府	大阪市、吹田市
3 級地	茨城県	取手市、守谷市
	埼玉県	さいたま市、志木市、和光市
	千葉県	千葉市、成田市、袖ヶ浦市、印西市
	神奈川県	横浜市、川崎市、藤沢市、厚木市以外の地域
	静岡県	裾野市
	愛知県	名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市
	大阪府	大阪市、吹田市以外の地域
	兵庫県	西宮市、芦屋市、宝塚市
4 級地	宮城県	仙台市、多賀城市
	茨城県	水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、牛久市
	埼玉県	川越市、東松山市、上尾市、朝霞市、坂戸市
	千葉県	市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、富津市、浦安市
	静岡県	静岡市
	愛知県	名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市以外の地域
	三重県	四日市市、鈴鹿市
	滋賀県	大津市、草津市、栗東市
	京都府	全域
	兵庫県	神戸市、尼崎市、明石市、伊丹市、川西市、三田市
	奈良県	奈良市、大和郡山市、天理市
	広島県	広島市
	福岡県	福岡市、春日市、福津市
	5 級地	北海道
茨城県		つくば市、取手市、守谷市、水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、牛久市以外の地域
栃木県		全域
群馬県		前橋市、高崎市、太田市
埼玉県		さいたま市、志木市、和光市、川越市、東松山市、上尾市、朝霞市、坂戸市以外の地域

千葉県	千葉市、成田市、袖ヶ浦市、印西市、市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、富津市、浦安市以外の地域
富山県	富山市
石川県	金沢市
山梨県	甲府市
長野県	長野市、松本市、塩尻市
岐阜県	岐阜市
静岡県	裾野市、静岡市以外の地域
三重県	四日市市、鈴鹿市以外の地域
滋賀県	大津市、草津市、栗東市以外の地域
兵庫県	西宮市、芦屋市、宝塚市、神戸市、尼崎市、明石市、伊丹市、川西市、三田市以外の地域
奈良県	奈良市、大和郡山市、天理市以外の地域
和歌山県	和歌山市、橋本市
岡山県	岡山市、倉敷市
広島県	広島市以外の地域
香川県	高松市
福岡県	福岡市、春日市、福津市以外の地域

備考 この表の「地域」欄に掲げる名称は、令和7年4月1日においてそれらの名称を有する市、町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

#### 人事院規則で定める地域に準じる地域

級地区分	都道府県	地 域
3級地	埼玉県	蕨市
	千葉県	習志野市、我孫子市
	愛知県	日進市
	京都府	長岡京市
4級地	埼玉県	狭山市、新座市、桶川市、富士見市、鶴ヶ島市、ふじみ野市
	千葉県	八千代市、四街道市
	兵庫県	高砂市
5級地	宮城県	富谷市

この表の「地域」欄に掲げる地域については、「人事院規則で定める地域」において該当する級地区分に関わらず、この表に定める級地区分に該当することとして扱う。

備考 この表の「地域」欄に掲げる名称は、令和7年4月1日においてそれらの名称を有する市、町又は村の同日における区域によって示された地域を示し、その後

におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。